

改正

平成27年3月31日告示第46号

平成28年3月31日告示第71号

令和4年3月31日告示第22号

令和6年3月29日告示第91号

令和6年9月30日告示第138号

大田原市事後審査型条件付一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 市が発注する建設工事に係る事後審査型条件付一般競争入札（以下「事後審査型入札」という。）については、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象工事)

第2条 事後審査型入札の対象とする工事は、次に掲げるとおりとする。ただし、第1号から第5号までに掲げる工事であって、大田原市入札参加業者選定要綱（平成12年告示第64号）第4条第1項に規定する入札参加者資格審査会（以下「審査会」という。）が事後審査型入札によることが適当でないと認める工事は、この限りでない。

- (1) 設計金額が3,000万円以上の建築一式工事
- (2) 設計金額が2,000万円以上の水道施設工事、電気工事及び管工事
- (3) 設計金額が2,000万円以上の土木一式工事
- (4) 設計金額が2,000万円以上の舗装工事
- (5) 設計金額が2,000万円以上の解体工事
- (6) 前各号に掲げるもののほか、審査会が事後審査型入札によることが適当であると認める工事

(入札の公告)

第3条 経営管理部財政課長は、入札に付そうとする工事（以下「入札工事」という。）について、当該入札工事を主管する課長（以下「主管課長」という。）と協議の上、大田原市財務規則（昭和40年規則第11号。）第65条第1項の規定による公告（以下「公告」という。）の案を作成し、審査会に提出するものとする。

2 前項の公告は、市のホームページに掲載して行う。この場合において、市長は、必要に応じ、

公告の概要を新聞等に掲載し、又は事後審査型入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）に公告を印刷したものを配布するものとする。

（資格要件）

第4条 入札参加希望者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- （１） 市内に本店を有していること（審査会が工事内容の特殊性その他の理由により参加を認めるときは、この限りでない。）。
- （２） 審査会により、入札参加資格があると認められていること。
- （３） 入札工事について、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を適正に選任できること。
- （４） 大田原市建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成21年6月1日実施）による指名停止中の者でないこと。
- （５） 次に掲げるもののうち、入札工事の発注に必要な条件として、審査会の審議を経て市長が決定したもの。
 - ア 当該工事の設計業務受託者と人的及び資本的関係を有するものでないこと。
 - イ 近接工事を施工中でないこと。
 - ウ 経営事項審査結果の総合評価値について設定した下限値を下回らないこと。
 - エ 同種又は類似の工事の施工実績を有すること。
 - オ 入札参加資格の再認定が必要な者については、資格の再認定を受けていること。
 - カ その他必要な条件

（入札参加資格の確認時期）

第5条 事後審査型入札参加資格の確認は、開札後に行うものとする。

（入札参加の申請）

第6条 入札参加希望者は、公告で定める日までに、事後審査型条件付一般競争入札参加申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（入札の方法）

第7条 事後審査型入札は、電子入札システムを利用して行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、電子入札システムにより難しい特別の事情があると市長が認める者は、紙入札により入札することができる。
- 3 前項の規定による紙入札方式により事後審査型入札に参加しようとする者は、公告で定める日までに紙入札方式参加承認申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の紙入札方式参加承認申請書の提出を受けた場合において、紙入札により事後審

査型入札参加を認めるときは紙入札方式参加承認通知書（様式第3号）により、紙入札方式による事後審査型入札参加を認めないときは紙入札方式参加不承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（開札及び落札候補者の決定）

第8条 開札において、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

2 第10条に規定する審査（以下「要件審査」という。）の結果、前項の落札候補者が第4条に規定する要件（以下「資格要件」という。）を満たしていない場合は、当該落札候補者に次いで低い価格の入札者を新たに落札候補者とする。新たに落札候補者となった者が資格要件を満たしていない場合も同様とする。

（入札参加資格要件確認書類の提出）

第9条 市長は、事後審査型入札参加資格の確認を行うため、落札候補者に、次に掲げる事後審査型入札参加資格要件確認書類（以下「確認書類」という。）の提出を速やかに求めなければならない。

- （1） 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第5号）
- （2） 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認資料総括表（様式第6号）
- （3） 施工実績調書（様式第7号）
- （4） 監理技術者（主任技術者）・現場代理人工事経歴書（様式第8号）
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 落札候補者は、前項の規定により書類の提出を求められた日の翌日から起算して2日（市の休日は算入しない。）以内に確認書類を市長に提出しなければならない。

3 落札候補者が前項に規定する期間に確認書類を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は、無効とする。

（入札参加資格要件審査）

第10条 市長は、第8条の規定による落札候補者が第4条の資格要件を満たしているか否かの審査を行う。

（落札者の決定又は入札参加資格要件不適格の決定）

第11条 市長は、落札候補者が資格要件を満たしていることを確認した場合は、落札者として決定し、事後審査型入札参加者に通知しなければならない。

2 市長は、落札候補者が資格要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対し、事後審査型条件付一般競争入札参加資格不適格通知書（様式第9号）により通知しなければならない。

ならない。

- 3 落札候補者は、事後審査型入札参加資格不適格となった場合は、前項の通知を受けた日から起算して2日（市の休日の日数は算入しない。）以内にその理由について説明請求書（様式第10号）により説明を求めることができる。ただし、軽易なものについては、口頭で説明を求めることができる。
- 4 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、説明を求められた日の翌日から起算して2日（市の休日の日数は算入しない。）以内に説明書（様式第11号）により説明しなければならない。

（設計図書の閲覧）

第12条 設計図書は、事後審査型入札公告の日から当該公告で指定する日まで、市ホームページに掲載する。この場合において、市長が相当な理由があると認める場合は、経営管理部財政課で閲覧に供する。

（承認通知書の提示）

第13条 第7条第4項の規定により、紙入札によることが認められた者は、事後審査型入札執行前に承認通知書を提示しなければならない。

（入札の中止）

第14条 市長は、入札工事の入札参加希望者の数が3に満たないときは、入札を中止しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により入札を中止するときは、事後審査型入札参加者に電子入札システムにより通知しなければならない。この場合において、紙入札により事後審査型入札に参加した者には、入札中止通知書（様式第12号）により通知する。
- 3 前項の場合において、必要があると認めるときは、市ホームページに掲載する等の方法により入札中止を周知するものとする。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、事後審査型入札に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。
- 2 大田原市優良建設業者表彰要綱（平成元年告示第19号）の規定中「大田原市建設工事等指名停止基準」を「大田原市建設工事等請負業者指名停止措置要領」に改める。

附 則（平成27年3月31日告示第46号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第71号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第22号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第91号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月30日告示第138号抄）

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。